

住環協会各位

第4期総会の案内も兼ねて真の住まい通信 no32 では、3つの見出しを書きました。

1. ついに大手ハウスメーカー一斉に ZEH ハウス販売宣言
2. 長野県地球温暖化対策条例改正施行は、国の2020年省エネ基準適用義務化の先駆け！！
3. 再度書きます。この流れは違うのでは・・・

関心があるようでしたら住環協 HP に掲載しています真の住まい通信.32 をご覧ください。

住環協の性能評価・表示について検討してきましたが、暖冷房、換気、給湯、照明、家電等全てについて実測に基づく総エネルギー消費の評価“総合 A”表示は、国が推進させる計算による性能評価に比べて優位であると考えます。評価の基本単位が kWh/m² ですので車の燃費 km/リッターと同じ省エネルギー感覚と捉えられるからです。

現状、太陽光発電による創エネルギーも含めるネットゼロエネルギー (ZEH) 住宅を無視できませんので添え字 solar をつけて同じ評価とします。同様にリフォームについても添え字リフォームとして評価します。実際、添え字 solar の評価は、自己消費を考慮すると solar なしの評価に比べて1ランク以上下がりそうです。実際、solar 設置分の建設コストが上がるから断熱に係る配分を減らすなどをすると他社との差別化が難しくなるのではと考えます。

真の住まい通信 no.33 では、ピラミッド型の性能分布図に 71 件の評価を速報しました。この一覧表、並びに各会社の性能分布を充実させるために御社と住環協との共同研究の提案です。*1

原案ですが、以下のことなどが協議の対象となりましょうか。

1. 対象期間 2000年から2012年に御社が建設した戸建て住宅
2. 施主、御社、住環協の3者によるプライバシー、dataの扱い、権利などについて同意する文書作成が可能なこと
3. 解析 data の扱い、HP、建築学会等の公表（住環協共同研究の表示）等については協議をして決定し、契約をする。
4. 現状の性能認証書申請の3万円/件をまとめて（10件以上について1.5万円 /件、この場合、認証書発行は別費用）共同研究の契約が可能なこと

などについて協議して契約を実施したと考えています。ご関心がある方は山下にご一報ください。

*1 説明会を設定しています。真の住まい通信 no33-3 補足をご覧ください

2015年12月3日

一般社団法人住建物の音熱環境性能表示推進協会
略称“住環協” 理事 山下恭弘
〒380-0928 長野県長野市若里 4-5-6
Tel 026-213-4092 Fax 026-213-4963
Mail : yamalab@angel.ocn.ne.jp
H P : <http://shinnosumai.com/>

